

受理年月日	
処理年月日	

定期報告書

関東経済産業局長

殿

2024 年 07 月 31 日

住 所

東京都港区海岸 1 丁目 5 - 2 0

法人名

東京ガスネットワーク株式会社

法人名（英語表記）

法人番号

1010401159334

銘柄コード

代表者の役職名

代表取締役社長

代表者の氏名

沢田 聡

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 6 条第 1 項、第 2 8 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位での報告

特定 - 第 1 表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	0	7	3	4	5	3	1		
特定排出者番号	9	2	5	0	5	7	9	4	8
事業者の名称	東京ガスネットワーク株式会社								
主たる事務所の 所在地	〒 105-8527 東京都港区海岸 1丁目 5 - 2 0								
主たる事業	主として管理事務を行う本社等								
細分類番号	3	4	0	0					
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 代表取締役副社長 氏名 岸野 寛								
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 人事総務部長 氏名 狩野友里 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01-2023-3-01091 勤務地 〒 105-8527 東京都港区海岸 1丁目 5 - 2 0 電話 (-) FAX (-) メールアドレス nishimo@tokyo-gas.co.jp								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無						無			
有の場合									
変更前の事業者の名称：									
変更前の事業者の所在地：									

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

●

自家発電	その 由 来 の 地 産 非 化 石 （ ）		千kWh																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
------	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 1 他省に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64千ジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳		2023 年度					
時間帯	単位	使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算kJ	数値	原油換算kJ	数値	原油換算kJ
月別	4	千kWh	0	0			
	5	千kWh	0	0			
	6	千kWh	0	0			
	7	千kWh	0	0			
	8	千kWh	0	0			
	9	千kWh	0	0			
	10	千kWh	0	0			
	11	千kWh	0	0			
	12	千kWh	0	0			
	1	千kWh	0	0			
	2	千kWh	0	0			
	3	千kWh	0	0			
	合計		0				

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯による報告の際は、30分単位又は60分単位で計算した電気の使用量について、出力制御時間帯、買給が限い時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算kJ欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数		電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数		0	日
------------------------------	--	------------------------	--	---	---

備考 1 1日に数回D/Rの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1 - 4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報			
熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
熱 電気			

備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等では熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

7 非化石エネルギー量は正の値、移動量は負の値で記載すること。
8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1 - 5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類及び非化石割合に係る情報

熱・電気の種類	メニュー名	使 用 量			熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合	
□ ■ 熱 電気	1. 代替値（2024年7月公表）	2,122,667	kilh	473	kl	13 %
□ ■ 熱 電気	2. 東京ガス（株）メニューE(残差)（2024年7月公表）	88,480	kilh	20	kl	13 %
□ ■ 熱 電気	3. 東京電力エナジーパートナー（株）メニューH(特選)（2024年7月公表）	1,220,825	kilh	272	kl	30.4 %
□ ■ 熱 電気	4. （株）エネットメニューF(残差)（2024年7月公表）	2,729,955	kilh	609	kl	13 %
□ ■ 熱 電気	5. 東京ガス（株）メニューA（2024年7月公表）	5,771,831	kilh	1,287	kl	100 %

2 連携省エネルギー措置の実績

2 - 1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2 - 2 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量の算出の方法

2 - 3 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
	()			()	()			()

特定・第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等										事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
番 号	事業分類				エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	非化石燃料の補正を施 したエネルギーの使 用量 (原油換算 k l)	販売した副生エネル ギーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)		(C)-1の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネル ギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー消費原単位	前年度のエネルギー消 費原単位	エネルギー消費原単 位の対前年度比 (%)	エネルギー消費原単位 の対前年度比の寄与度 (%)				
					((A)-1)	((A)-1')	(B)	(B)'	$\frac{((C)-1)}{((A)-1')-(B)-(B)'}$	$\frac{((D)-1)}{((C)-1)-((D)-1)} \times 100$	(E)	$\frac{((F)-1)}{((F)-1)-((C)-1)/(E)}$	((G)-1)	$\frac{((H)-1)}{((F)-1)-((G)-1)} \times 100$	$\frac{((I)-1)}{(D)-1} \times \frac{((H)-1)}{100}$				
1	工場等に係る 事業の名称	主として管理事務を行う 本社等			8,530 (8,977)	8,530 (8,977)	0 (0)	0 (0)	8,530 (8,977)	100 (100)					(-1)				
											名称：)								
											単位：)								
細分類番号		3	4	0	0														
事業者全体					((S)-1) (合計)	((S)-1') (合計)	(T) (合計)	(T)' (合計)	((U)-1) (合計)		(V)	((W)-1)	((X)-1)	$\frac{((Y)-1)}{((W)-1)-((X)-1)} \times 100$					
					8,530	8,530	0	0	8,530	100%	15143.732								
											名称： 託送量)	0.5633	(0.7741)	(76.6)					
											単位： 百万m3)	(0.5928)							
					(8,977)	(8,977)	(0)	(0)	(8,977)					$\frac{((Z)-1)}{(-1)+(-1)+(-1)+...}$					

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 ((W)-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 ((Z)-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) ((W)-1) ((X)-1) ((Y)-1) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 ((W)-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの ((A)-1) (B) (B)' ((C)-1) 及び事業者全体の ((S)-1) から ((Y)-1) まで記入すること。
5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 ((A)-1')」は、((A)-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1 - 2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番 号	事業分類					事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等の計算										
						エネルギーの使用量 (原油換算k l) (A-2)	非化石燃料の補正及び 連携省エネルギー措置 を踏まえたエネルギー の使用量 (原油換算k l) ((A)-2')	販売した副生エネルギ ーの量 (原油換算k l) (B)	購入した未利用熱の量 (原油換算k l) (B)'	$((C)-2) = ((A)-2') - ((B)-(B) - (C)-2) / ((U)-2) \times 100$	$((C)-2)$ の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネル ギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 $((F)-2) = ((C)-2) / ((G)-2)$	前年度のエネルギー消費 原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位 の対前年度比 (%) $((H)-2) = ((F)-2) / ((G)-2) \times 100$	エネルギー消費原単位 の対前年度比の寄与度 (%) $((I)-2) = ((H)-2) / 100$
1	工場等に係る事業 の名称		主として管理事務を行う 本社等													(-2)
	細分類番号		3	4	0											
事業者全体						$((S)-2)$ (合計)	$((S)-2')$ (合計)	(T) (合計)	$(T)'$ (合計)	$((U)-2)$ (合計)		$((V)$	$((W)-2)$	$((X)-2)$	$((Y)-2) = ((W)-2) / ((X)-2) \times 100$	
												(名称 :)				
												(単位 :)				
															$((Z)-2) = ((-2) + ((X)-2) + ((-2) + ...$	

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)-2」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z)-2」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W)-2 (X)-2 (Y)-2 は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)-2」が算出できる場合は、事業分類ごとの ((A)-2) (B) (B) ' ((C)-2) 及び事業者全体の ((S)-2) から ((Y)-2) まで記入すること。
5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A)-2 '」は、((A)-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2 - 1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類					エネルギーの使用量 (原油換算 k l)	電気需要最適化及び非 化石燃料の補正を踏ま えたエネルギーの使用 量 (原油換算k l)	販売した副生エネルギ ーの量 (原油換算 k l)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k l)		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算 (C)'・1の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの 使用量と密接な関係をもつ値	電気需要最適化評価原 単位	前年度の電気需要最適 化評価原単位	電気需要最適化評価 原単位の対前年度比 (%)	電気需要最適化評価原単位の 対前年度比の寄与度 (%)
						((A)-1)	((A)'・1)	(B)	(B)'	$\frac{((C)'・1) = ((A)'・1) - ((B)'・1)}{((U)'・1) \times 100}$	$\frac{((C)'・1)}{((U)'・1)} \times 100$	(E)	$\frac{((F)'・1) = ((C)'・1) / (E)}{((G)'・1)}$	$\frac{((H)'・1) = ((F)'・1) / ((G)'・1) \times 100}{100}$	$\frac{((I)'・1) = ((D)'・1) \times ((H)'・1) / 100}{((D)'・1) \times ((H)'・1) / 100}$	
1	工場等に係る 事業の名称		主として管理事務を行う 本社等			8,530 (8,977)	5,870 (9,334)	0 (0)	0 (0)	5,870 (9,334)	100 (100)					('・1)
												(名称 :)				
	細分類番号		3	4	0	0					(単位 :)					
事業者全体						((S)-1) (合計)	((S)'・1) (合計)	(T) (合計)	(T)' (合計)	((U)'・1) (合計)		(V)	((W)'・1)	((X)'・1)	$\frac{((Y)'・1) = ((W)'・1) / ((X)'・1) \times 100}{((X)'・1) \times 100}$	
						8,530	5,870	0	0	5,870		15143.732				
												(名称 : 託送量)	0.3876	(0.8074)	(76.3)	
												(単位 : 百万m3)	(0.6163)			
						(8,977)	(9,334)	(0)	(0)	(9,334)					$\frac{((Z)'・1) = ((Y)'・1) + (('・1) + (('・1) + (('・1) + ...}{((Z)'・1) + (('・1) + (('・1) + ...}$	

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定 - 第3表 1 - 1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W) '・1」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z) '・1」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W) '・1 (X) '・1 (Y) '・1 は記入不要。
3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W) '・1」が算出できる場合は、事業分類ごとの ((A)-1) ((A) '・1) (B) (B) ' ((C) '・1) 及び事業者全体の ((S)-1) から ((Y) '・1) まで記入すること。
4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A) '・1」は、((A)-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

得意	事業分類					事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算											
						エネルギーの使用量 (原油換算kl)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)	購入した未利用熱の量 (原油換算kl)		$((C) \cdot -2)$ の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	電気需要最適化評価原単位	前年度の電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%)	
						$((A) \cdot -2)$	$((A) \cdot -2)$	(B)	$(B) \cdot$	$((C) \cdot -2) = ((A) \cdot -2) + (B) \cdot$	$((B) \cdot -2) = ((C) \cdot -2) / ((U) \cdot -2) \times 100$	(E)	$((F) \cdot -2) = ((C) \cdot -2) / (E)$	$((G) \cdot -2)$	$((H) \cdot -2) = ((F) \cdot -2) / ((G) \cdot -2) \times 100$	$((I) \cdot -2) = ((D) \cdot -2) \times ((H) \cdot -2) / 100$	
1	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等										(名称 :)					
												(単位 :)					
	細分類番号	3	4	0	0							(S)・-2 (合計)					(S)・-2 (合計)
事業者全体																	
																(Z)・-2 = (・-2) + (・-2) + ...	

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 $((H) \cdot -2)$ 」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 $((Z) \cdot -2)$ 」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、 $(V) \cdot ((W) \cdot -2) \cdot ((X) \cdot -2) \cdot ((Y) \cdot -2)$ は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 $((W) \cdot -2)$ 」が算出できる場合は、事業分類ごとの $((A) \cdot -2) \cdot ((A) \cdot -2) \cdot (B) \cdot (B) \cdot ((C) \cdot -2)$ 及び事業者全体の $((S) \cdot -2)$ から $((Y) \cdot -2)$ まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 $((A) \cdot -2) \cdot$ 」は、 $((A) \cdot -2)$ の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定 - 第 4 表 事業者の過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	()	()	(0.9109)	(0.7741)	(0.5928) 0.5633	
対前年度比 (%)		(J) -1	(K) -1	(L) -1 85	(M) -1 76.6	
連携省エネルギー措置を踏 まえたエネルギーの使用に 係る原単位	()	()	()	()	()	
対前年度比 (%)		(J) -2	(K) -2	(L) -2	(M) -2	

備考 特定 - 第 3 表 1 - 1、1 - 2 において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (Ⅹ -1)、(Ⅹ -2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		■ 月別 □ 時間帯別					5 年度間 平均原単位変化
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度		
電気需要最適化評価原単位	()	()	(0.9421)	(0.8074)	(0.6163) 0.3876		
対前年度比 (%)		(J) ' -1	(K) ' -1	(L) ' -1 85.7	(M) ' -1 76.3		
連携省エネルギー措置を踏 まえた電気需要最適化評価 原単位	()	()	()	()	()		
対前年度比 (%)		(J) ' -2	(K) ' -2	(L) ' -2	(M) ' -2		

備考 特定 - 第 3 表 2 - 1、2 - 2 において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (Ⅹ ' -1)、(Ⅹ ' -2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3 - 1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	非化石電気の使用状況					目標	
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2030 年度	2035 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	2,660					56.9	100	

3 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3 - 3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3 - 4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
2 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
特定第 2 表 1 - 4 に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
3 3 - 1、3 - 2 及び 3 - 3 の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
4 3 - 2 及び 3 - 3 において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定 - 第 5 表 エネルギー消費原単位, 電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合

1 事業者の過去 5 年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び 2 において同じ。）が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去 5 年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

--

特定 - 第 6 表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 （セクター）	対象事業の エネルギー使用量 （原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の 見込み	達成率	目標年度における 目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準〔平成21年3月31日経済産業省告示第66号〕の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

達成率 = $\frac{\text{（ 〃 ）}}{\text{（ 〃 ）}} \times 100$

ただし、 は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、 は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、 は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定 - 第 7 表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1 - 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第 5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第 5 備考 6 に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第 5 備考 7 に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1 - 2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 （ % ）	火力発電量に占める 発電量比率 （ % ）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる 火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 （ 燃料種名、 年間使用量、 熱量構成比（ % ）、 原料原産国 （バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気エネルギー量（千 kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 （GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定 - 第 8 表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

エネルギーの使用の合理化の基準	
- 1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	☒ 策定している ☐ 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	☒ 全て含めている ☐ 大半含めている ☐ 一部含めている ☐ 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない （整備完了予定年 年度）
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	☒ 配置済み ☐ 一部配置している ☐ 配置していない
エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☒ 実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☒ 実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☒ 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(7) 取組方針の精査等	☒ 実施している

取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	☒ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
- 2	
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☒ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☒ 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☒ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している (取得予定年 年度) ☒ 検討していない

特定 - 第 9 表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
東京電力エナジーパートナー㈱から東京ガス㈱電気の非化石メニューへの切り替えを実施。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
特になし

特になし

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
ガスヒーターを高効率なシェル&チューブに変更	ガス供給業 3ガス供給業	東京ガスネットワーク株式会社	有	

備考「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書の 3 に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	
------------------------------	--

- 備考 1
- 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2
- 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3
- 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4
- バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5
- 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	年度
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	年 月 日
設備容量（kW）	
設計効率(発電端・HHV)(%)	% (%)
燃料種ごとの基本情報 （燃料種名、年間使用量、熱量構成比（％）、原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち	

熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

- 備考

1

電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
(1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(次に掲げるものを除く。)
(2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用を受けるもの

2

「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定-第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定-第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。

3

「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4

「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(1(2)に掲げるものを除く。)についてのみ記入すること。

5

「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定 - 第 1 0 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等
 又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類に おける細分類番号				工場等に係る 事業の名称
第 種			〒					

特定 - 第 1 1 表
 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量 (原油換算kl)
	〒						

- 備考 1
- 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定 - 第 1 表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 備考 1
- の報告の際には、指定 - 第 1 表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 備考 1
- の報告の際には、指定 - 第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類					エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
						廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業		主として管理事務を行う本社等				15,400 t-CO2	0 t-CO2
	細分類番号		3	4	0	0		
	当該事業を所管する大臣		経済産業大臣					
	商標又は商号等		東京ガスネットワーク株式会社					
1	工場等に係る事業の名称		主として管理事務を行う本社等				15,400 t-CO2	0 t-CO2
	細分類番号		3	4	0	0		
	当該事業を所管する大臣		経済産業大臣					

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（ 1 ）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（ 2 ）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（ 3 ）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）

6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定 - 第12表の 4 の 1 及び 4 の 2 にも、備考 4 （ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定 - 第12表の 4 の 3 及び 4 の 4 にも、備考 4 （ 3 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定 - 第12表の 4 の 5 及び 4 の 6 にも、必要事項を記載すること。

7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定 - 第12表の 2 に必要事項を記載すること。

8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事 業 分 類					エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素	
事業者 全体	主たる事業					t-CO2	
	細分類番号						
	当該事業を 所管する大臣						
	工場等に係る事業の名称					t-CO2	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						

- 備考
- 1 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定 - 第12表の 1 の備考 4 （ 1 ）及び 5 に掲げる量の合計量を記載すること。（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	12,980 t-CO2
--------------	--------------

- 備考
- 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/千m3 2.09	東京ガスネットワーク（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）の基礎排出係数	東京ガスネットワーク（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）管内の工場等

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/千m3 2.09	東京ガスネットワーク（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）の調整後排出係数	東京ガスネットワーク（供給区域：東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市等）管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/kWh 0.000405	(株)エネットメニューF(残差)（2024年7月公表）の基礎排出係数	(株)エネットメニューF(残差)（2024年7月公表）管内の工場等
0.000429	代替値（2024年7月公表）の基礎排出係数	代替値（2024年7月公表）管内の工場等
0.000387	東京ガス（株）メニューA（2024年7月公表）の基礎排出係数	東京ガス（株）メニューA（2024年7月公表）管内の工場等
0.000387	東京ガス（株）メニューE(残差)（2024年7月公表）の基礎排出係数	東京ガス（株）メニューE(残差)（2024年7月公表）管内の工場等
0.000457	東京電力エナジーパートナー（株）メニューN(残差)（2024年7月公表）の基礎排出係数	東京電力エナジーパートナー（株）メニューN(残差)（2024年7月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/kWh 0.000367	(株)エネットメニューF(残差)（2024年7月公表）の調整後排出係数	(株)エネットメニューF(残差)（2024年7月公表）管内の工場等
0.000429	代替値（2024年7月公表）の調整後排出係数	代替値（2024年7月公表）管内の工場等
0	東京ガス（株）メニューA（2024年7月公表）の調整後排出係数	東京ガス（株）メニューA（2024年7月公表）管内の工場等
0.000373	東京ガス（株）メニューE(残差)（2024年7月公表）の調整後排出係数	東京ガス（株）メニューE(残差)（2024年7月公表）管内の工場等
0.00039	東京電力エナジーパートナー（株）メニューN(残差)（2024年7月公表）の調整後排出係数	東京電力エナジーパートナー（株）メニューN(残差)（2024年7月公表）管内の工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定
排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t - CO2/GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1 .	t -CO2

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定 - 第12表の6の2及び6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定 - 第12表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定 - 第12表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
		t -CO2
合 計 量		t -CO2

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。

2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。

3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO2
合 計 量		t-CO2

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO2/kWh		t-CO2

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 ・ 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 ・ 無
------------------------------------	-------------	-----------------------------------	-------------

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の 印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定 - 第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定 - 第 2 表 1 の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定 - 第 2 表には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）において規定される時間帯を指す。
- 12 販売した電気の量は、特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 13 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 9、760 キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

1 4 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の「GJ」を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。

1 5 特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定 - 第 2 表及び指定 - 第 2 表の下に注記すること。

1 6 特定 - 第 2 表、特定 - 第 4 表、指定 - 第 2 表、指定 - 第 4 表、指定 - 第 5 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定 - 第 4 表及び指定 - 第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（％）$$

1 7 特定 - 第 3 表の欄(E)及び指定 - 第 4 表の欄(C)の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

1 8 特定 - 第 3 表及び指定 - 第 5 表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

1 9 特定 - 第 3 表 1 - 1、1 - 2 における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

(1) 特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4 桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討する。

(3) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（(W)-1）が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（(W)-1）を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）'

(エ)（(A)-1）-（(B)）-（(B)）'・・・（(C)-1）

(オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（(E)）

(カ) 事業分類ごとの（(C)-1）及び(E)を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（(U)-1）、（(V)-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（(W)-1）＝（(U)-1）／（(V)-1）が求められる。

(キ)（(W)-1）と前年度の原単位（(X)-1）の比・・・（(Y)-1）

(4) (E)が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（(W)-1）が算出困難な場合は、以下のア．により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（(Z)-1）を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（(W)-1）の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（(Z)-1）を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）'

(エ)（(A)-1）-（(B)）-（(B)）'・・・（(C)-1）

(オ) 事業分類ごとの（(C)-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・（(D)-1）

(カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・（(E)）

(キ) エネルギーの使用に係る原単位・・・（(C)-1）／(E)＝（(F)-1）

(ク) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・（(G)-1）

(ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（％）・・・（(H)-1）

(コ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（(H)-1）を（(D)-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（(Z)-1）＝（-1）＋（-1）＋（-1）＋・・・

2 0 特定 - 第 3 表 2 - 1、2 - 2 における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、((C)-1)の構成割合（(D)-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（(E)）については、特定 - 第 3 表 1 における算定と同じとすること。

(1) (E)がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の(E)に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位（(W) ' -1）が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア．事業者全体としての電気需要平準化評価原単位（(W) ' -1）が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位（(W) ' -1）を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（(A)-1）

(イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算kl）・・・（(A) ' -1）

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）

(エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・（(B)）'

(オ) $((A)-1) + ((A')-1) \times (\text{評価係数} - 1) - (B) - (B)' \cdots ((C)-1)$

(カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 $\cdots (E)$

(キ) 事業分類ごとの $((C)-1)$ 及び (E) を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 $((U)-1)$ 、 (V) を求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $((W)-1) = ((U)-1) / (V)$ が求められる。

(ク) $((W)-1)$ と前年度の原単位 $((X)-1)$ の比 $\cdots ((Y)-1)$

(2) (E) が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $((W)-1)$ が算出困難な場合は、以下のア・により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $((Z)-1)$ を算出する。

ア・事業者全体としての原単位 $((W)-1)$ の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $((Z)-1)$ を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算kl) $\cdots ((A)-1)$

(イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計 (原油換算kl) $\cdots ((A')-1)$

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算kl) $\cdots (B)$

(エ) 購入した未利用熱の量の合計 (原油換算kl) $\cdots (B)'$

(オ) $((A)-1) + ((A')-1) \times (\text{評価係数} - 1) - (B) - (B)' \cdots ((C)-1)$

(カ) 事業分類ごとの (C) の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) $\cdots ((D)-1)$

(キ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 $\cdots (E)$

(ク) 電気需要平準化評価原単位 $\cdots ((C)-1) / (E) = ((F)-1)$

(ケ) 前年度の電気需要平準化評価原単位 $\cdots ((G)-1)$

(コ) 事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) $\cdots ((H)-1)$

(サ) 事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $((H)-1)$ を $((D)-1)$ の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。 $((Z)-1) = ((F)-1) + ((G)-1) + ((H)-1) + \cdots$

2 1 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定 - 第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 $((W)-1)$ 及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $((W)-1)$ が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に $((Z)-1)$ 及び $((Z)-1)$ を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定 - 第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 $((W)-1)$ 及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $((W)-1)$ が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に $((Z)-1)$ 及び $((Z)-1)$ を記入すること。

2 2 特定 - 第 4 表及び指定 - 第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギーの使用に係る原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位

5 年度間平均原単位変化 (%) = $\left(((J)-1) \times ((K)-1) \times ((L)-1) \times ((M)-1) \right)^{1/4}$ (%) 又は

5 年度間平均原単位変化 (%) = $((d) \times (e) \times (f) \times (g))^{1/4}$ (%)

(2) 電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位

5 年度間平均原単位変化 (%) = $\left(((J')-1) \times ((K')-1) \times ((L')-1) \times ((M')-1) \right)^{1/4}$ (%) 又は

5 年度間平均原単位変化 (%) = $((d)' \times (e)' \times (f)' \times (g)')^{1/4}$ (%)

2 3 特定 - 第 5 表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

2 4 特定 - 第 6 表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省告示第 66 号) に定めるベンチマーク指標の対象となる事業 (以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

2 5 特定 - 第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

2 6 特定 - 第 8 表は、該当するものに ■ 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

2 7 特定 - 第 10 表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要 □)」欄に ■ 印を付すこと。

2 8 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。

2 9 特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表の記入に当たっては、特定 - 第 12 表及び指定 - 第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

3 0 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

- 3 1 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。
- 3 2 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 3 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 4 認定 - 第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定 - 第 2 表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。